

令和2年第1回上里町議会定例会会議録第3号

令和2年3月10日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第 1号) 上里町監査委員に関する条例及び上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 2号) 上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 3号) 上里町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 4号) 上里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 5号) 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第 6号) 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第 7号) 上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 (町長提出議案第 8号) 上里町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 (町長提出議案第 9号) 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 (町長提出議案第10号) 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 (町長提出議案第11号) 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 (町長提出議案第12号) 上里町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例について
- 日程第 19 (町長提出議案第13号) 上里町職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第 20 (町長提出議案第14号) 上里町町道路線の廃止について

- 日程第 2 1 (町長提出議案第15号) 上里町町道路線の認定について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第16号) 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用
に関する協議について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第17号) 令和元年度上里町一般会計補正予算 (第 5 号) に
ついて
- 日程第 2 4 (町長提出議案第18号) 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号) について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第19号) 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第
4 号) について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第20号) 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予
算 (第 4 号) について
- 日程第 2 7 (町長提出議案第21号) 令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計補正
予算 (第 1 号) について
- 日程第 2 8 (町長提出議案第22号) 令和元年度上里町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
について
- 日程第 2 9 (町長提出議案第23号) 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算 (第 2
号) について

出席議員 (1 4 人)

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	1 0 番 高 橋 正 行 君
1 1 番 納 谷 克 俊 君	1 2 番 杏 澤 幸 子 君
1 3 番 高 橋 仁 君	1 4 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 江 原 洋 一 君
教 育 長 埴 岡 正 人 君	総 務 課 長 山 田 隆 君

総合政策課長	塚越敬介君	税務課長	須長正実君
くらし安全課長	望月誠君	町民福祉課長	亀田真司君
子育て共生課長	間々田由美君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	飯塚郁代君	まち整備課長	富田吉慶君
産業振興課長	山下容二君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	高橋淳君	学校教育指導室長	勝山寛美君
生涯学習課長	伊藤覚君		

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 主 任 横尾慎也

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

○議長（新井 實君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を特別に許可いたします。

山下町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

連日の議会で大変お疲れのところ恐縮でございますが、1点だけ報告させていただきます。

昨日、3月9日2時に、上里町PTA連合会代表の島崎さんから、上里町の卒業式に関する請願書を受理しました。内容につきましては、卒業式の参列について、保護者の自己責任で十分可能であるので、出席させていただきたいという御要望でありまして、署名が3,500名というものであります。

このことを受けて、臨時の学校長会を急遽開催しまして、結論的には2月28日に教育委員会、学校長会で保護者宛てに出した文書で、卒業証書授与式は卒業生のみで行うということであり

ます。

というのは、上里町の置かれている状況、また、国全体のコロナウイルスに関する状況を見ますと、子ども安全が第一であるということで、意見を学校長会の中でも教育委員会を含めた中で集約しました。

また一部の保護者からも、町として最悪のケースを想定した場合、町でコロナウイルスが発生した場合のことを考えると、保護者としても逆にそういう保護者が集まる中へ子どもを出席させるのもいかなものかなという逆の御意見も頂いています。

そういったことを鑑みて、最終的に2月28日に各保護者宛てに出しました文書のとおりで、卒業生のみということで結論といたしますか、町として方針を決定したところでございます。

議会の皆様におかれましても、諸般の事情を考慮して御理解いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 会議を続行いたします。

◎日程第7 町長提出議案第1号 上里町監査委員に関する条例及び上里町水道事業及び公共

下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第7、町長提出議案第1号 上里町監査委員に関する条例及び上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 自席で失礼いたします。

御提案申し上げました議案第1号 上里町監査委員に関する条例及び上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例2本について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、改正の概要ですが、平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律により地方自治法が一部改正され、同法第243条の2に普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が追加され、これに伴い元来第243条の2に規定されていた職員の賠償責任の規定が第243条の2の2へとずれることになりました。今回の改正内容は、このいわゆる条ずれの修正でございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に第1条ですが、上里町監査委員に関する条例の一部改正でございます。

第6条は、監査の着手及び報告等に関する規定ですが、同条中「第243条の2第3項」とあるのを「第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

第2条、上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に関しましても同様の改正となっており、議会の同意を要する賠償責任の免除について規定する第5条において、「第243条の2第8項」とあるのを、「第243条の2の2第8項」に改めるものでございます。

最後に、附則については、施行期日を令和2年4月1日と定めます。

以上で上里町監査委員に関する条例及び上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 上里町監査委員に関する条例及び上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 町長提出議案第2号 上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第8、町長提出議案第2号 上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月から会計年度任用職員を任用することとなるに伴い、サービスの宣誓について会計年度任用職員に関する規定を追加したく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、改正の概要ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月からこれまでの臨時職員及び非常勤特別職の一部を会計年度任用職員として任用することに伴い、新たに職員として任用される際に行うサービスの宣誓について、会計年度任用職

員に関する規定を新たに整備するものでございます。

次に、条文の内容ですが、第1条は、この条例の目的を定めた規定でございますが、今回の規定整備に伴う文言整理を行うものでございます。

第2条は、新たに職員となった者のサービスの宣誓について定めた規定でございます。会計年度任用職員については、任用形態や任用手続が正規の職員とは異なることから、正規の職員とは別の方法でサービスの宣誓を行うことができるようにするため、今回の改正により、第2項において会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができることと定め、任命権者への委任規定を設けるものといたします。

最後に、附則については、施行期日を令和2年4月1日と定めることとします。

以上で、上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 問題はないと思うんですけども、別段の定めということですので、もう目の前に来ていますので、別段の定めの内容的な違いがありましたらお願いしたいと思えます。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

別段の定めと申しますのは、上里町会計年度任用職員サービス規定というものを新たに設けまして、その中でサービスの宣誓に関する規定を設けます。その内容といたしましては、通常の正職員とそれほど変わらないような内容とはなってございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第3号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第9、町長提出議案第3号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいのので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、会計年度任用職員制度について規定されることになりました。これに伴い、従来の公務災害補償の規定に加え、報酬が日額で定められている職員、また、給料を支給される職員等についての規定を新たに整備するものでございます。

次に、条文の内容ですが、第5条は補償基礎額についての規定でございます。現行の規定においては、第1号は議会議員について、第2号は各委員会委員及び監査委員について、そして第3号はその他の非常勤の職員について規定しておるところでございます。

今回の改正では、まず、第3号全部を改め、その報酬が日額で定められている職員について、「補償基礎額」を「報酬の額」と定めます。

加えて新たに第4号及び第5号を追加し、第4号においては報酬が日額以外の方法によって

定められている職員又は報酬のない職員について、「補償基礎額」を「前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額」と定め、第5号給料を支給される職員については、平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額と定めます。

最後に、附則については、施行期日を令和2年4月1日と定め、また経過措置として、改正後の規定は、条例の施行日以後に発生した公務災害に係る補償について適用すると定めるものでございます。

以上で、上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 1点確認させてください。

報酬がない職員というのは、具体的にどういった職員が報酬がないと職員というのでしょうか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

報酬のない職員というのは、例えばですけれども、報酬を受けずに委員会の委員を兼務するような場合を想定してございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を一層推進することを目的として所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

改正の内容といたしましては、当該条例別表中、農業委員会の委員である会長、会長代理、委員及び農地利用最適化推進委員の年額報酬に、農地等の利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内で町長が定める額を加えた額を上乗せして交付するものでございます。

なお、附則により、施行期日については、次の農業委員が任命される令和2年7月20日からといたします。

以上で、上里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） こちらの提案でありますと、予算の範囲内ということになっております。そして、昨日全員協議会で説明していただいた資料を見ますと、交付金が支給されて、

その交付金からこの活動費が実績に応じて交付されるということでありまして、この交付金の基準というのでしょうか、交付金額というのはいくらが入ってくるのか、例えば農地とか農業委員の数とか、何か基になる数字があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

国も予算の範囲内で交付とはなるんですが、月ごとに委員さんの数、27名おりますが、実績のまたメニューがありまして、それに応じておおむね1人当たり5,000円あるいは6,000円という形で、メニューの内容に応じて求められて、掛ける人数が1月当たりとなります。それが月数ということで、今回は7月の改選ということですので、それ以降の8か月分が交付されるというような形となっております。

私からは以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第5号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

令和2年4月から新たに任用することになる第1号会計年度任用職員について、時間外勤務手当に係る規定の整備、その他規定の追加及び文言整理等の所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が規定され、令和2年度から施行されます。このことに伴う関係条例の整備につきましては、昨年9月定例議会において議決いただいたところでございますが、当該条例について精査を進めていったところ、新たな規定の追加等が必要なことが判明いたしましたので、本案を提出するものでございます。

具体的には、時間外勤務手当に係る規定、町長が特に必要と認める場合の報酬及び期末手当の規定、休職者に関する規定及び文言整理でございます。

続きまして、条文の内容について御説明を申し上げます。

まず、第5条ですが、こちらは時間外勤務報酬についての規定でございます。第2項は、時間外勤務報酬について、正規の勤務時間が割り振られた日に行った場合の時間外報酬の額に関する規定で、第3項において、今回の改正で正規の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務に係る時間外勤務報酬の額を新たに追加することから、正規の勤務時間が割り振られた日に行った場合の時間外報酬の額に関する規定である旨を明記するための改正でございます。また、ただし書について、第2項の本文の規定を読み替えるものである旨、明記するための改正でございます。

次に、第3項の規定ですが、先ほど御説明させていただいたとおり、正規の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務に係る時間外勤務報酬の額について、新たに規定を追加するものでございます。

続いて、第4項については、週休日の振替があった場合の時間外勤務手当の額について新たに規定を追加するものでございます。

第5項については、1月の時間外勤務が60時間を超えた場合の時間外勤務報酬について、第6項については、1月の時間外勤務が60時間を超えた場合であって、時間外勤務代休時間が指

定され勤務しなかった時間がある場合の時間外勤務報酬について、新たに規定を追加するものでございます。

第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第1項及び第14条第2項の改正については、引用規定等を明確にするための文言整理でございます。

第15条については、職務の特殊性等により条例の規定によることが著しく困難な場合の報酬及び期末手当については、規則により定めることができる旨を定めるものでございます。

第16条については、休職中の第1号会計年度任用職員には報酬及び期末手当を支給しない旨、新たに定めるものでございます。

最後に、施行期日について、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） これはよく理解できないんですけども、教えてください。

3のところ、1時間当たりの報酬額に100分の135とあります。これが、午後10時から翌日の午前5時までの間は、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額ということは、結論的に100分の160というふうに理解していいのか。

それと、次のページの表現が、今の表現と、次の7ページの上から4行目から5行目のところに、午後10時から翌日の午後5時までの間である場合、100分の175とあるじゃないですか。表現方法が何か二通りあるような気がするんです。この175というのは、要するにその上の100分の150に100分の25を乗じた額というふうにとれるんですけども、こういう言い回し、二通りするその根拠を教えてください。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、第3項にございます100分の135です。22時から午前5時まで100分の25をプラスするということで、おっしゃっていたとおり100分の160を支給するという形になります。

続きまして、こちらの表現と、その次に出てまいります100分の175という表現でございます。

こちらにつきましては、このとおり夜の10時から翌朝5時に勤務した場合には、100分の175を支給するというので、こちらは加算するではなくてこの額を支給するということになってございます。こちらにつきましては、条例例が示されまして、それに基づきまして同様に表現させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） そうすると、結論的には同じように理解していいということですか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのとおり考えていただいて結構ということで、第3項については、10時から5時は100分の160、第5項に関しましては10時から翌朝5時については100分の175が支給されるということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第6号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出議案第6号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第6号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由ですが、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、週休日または休日等に勤務した場合や平日の深夜に勤務した場合に、新たな手当となる管理職員特別勤務手当を支給するため、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明を申し上げます。

まず、第2条は、給料について規定しておりますが、今回新たな手当である管理職員特別勤務手当が給料の中に含まないことを定めた条文でございます。

次に、第7条の2第1項は、管理職手当を受ける職員を指定管理職員と定義し、第3項は、その定義を受け関係条文を改正したものでございます。

次に、第7条の4第1項は、指定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日に勤務した場合に、また、第2項では、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、平日の午前零時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、それぞれ管理職員特別勤務手当を支給することができることを定めたものでございます。

次に、第3項第1号では、第1項に規定する勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において町規則で定める額を、ただし、6時間を超える勤務の場合は、100分の150を乗じて得た額とする旨を定めております。

第2号では、第2項に規定する勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において町規則で定める額とする旨を定め、続く第4項は、前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を規則で定めるものでございます。

最後に、附則については、施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 何点かちょっと確認させてください。

まず、町規則で定めるものという、以下指定管理職員というふうにいることらしいんですけども、本町においても管理職が何十人かいるわけですけども、これは要するにどういう区別をして指定管理職員とするのか。それと、その指定管理職員というのは、何名を置く予定なのか。

まず、そもそも管理職員というのは、一般的に管理職手当というのが支給されていると思うんですけども、今後、近年大規模災害等が発生して、この条文を読むと、そういったことに対応するためというふうには理解できるんですけども、これが要するに本町では何人必要なのか。あと、その指定管理職員として区別する根拠は、どういう根拠で指定管理職員にするのか説明をお願いします。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の質問に説明させていただきます。

まず、指定管理職員ということで、誰が何名いるかということですが、町の課長と課長補佐、合計31名、現在おります。これを指定管理職員ということで定めてございます。

それから、管理職手当があるのに、またこちらを支給するのはどうなのだろうかという御質問かと思えます。

管理職員につきましては、現在、管理または監督の職務の特殊性に着目して管理職手当というものが支給されているわけですけども、そちらには超過勤務手当、あるいは休日給ですか夜勤手当といった制度は適用されておられません。ここで管理職員が、週休日または週休日以外の午前零時から午後5時、災害等で勤務した場合に、何も支給されるものがないという状況でございます。そこに対しまして、職員への処遇を改善するために、管理職員特別勤務手当というものを新たに策定するものでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 私、個人的な理解というか認識は、その管理職手当というのは、一般職員というのは時間外とか休日とか、出勤とか時間外労働をすると、先ほどあったような時間外報酬100分の125とかそういうものが支給されるわけですけども、そもそも一般的な考え方の中では、管理職という職種は、総合的に時間外であろうが、休日であろうが、夜間であろう

が、早朝であろうが、これはそれに含まれているというふうに私は理解していたんですけども、この条例を改正することについて、こういうふうなことが町民に理解を得られるのか、その辺がちょっと危惧される場所なんですけど、そもそもこれは、今まで何十年となかったわけですよ、こういう制度は。それをここで簡単に打って、つくっちゃっていいものなのかどうかというのが、ちょっと私は疑問に思う場所なんですけど、それについてちょっと説明していただけますか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

これまであまりこういった災害等で管理職員が出動する機会というのは非常に少なかったわけなんですけれども、先日の台風ですとか、今回もコロナウイルス等でだいぶ管理職員にも休日出勤等、出ていただくことが増えております。そういった中で、なかなか管理職が休みも取れないような状況がございます。

また、県内を見ますと、埼玉県も始めまして、県内38市町において既に策定済みとなっております。この近隣におきましては、本庄、神川、美里も既に策定済みという状況でございます。こちらに合わせまして、上里町も策定させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 1つだけ確認したいんですけども、私のほうも、国のほうの国家公務員として長く勤めてきたんですけども、最終的には課長までいったんですけども、認識としては、課長は一切そういう手当はつかない。だから、休日に出勤しても手当はつかない。その下の、ここでいえば課長補佐ですか、そういう人にはそういう手当がつくというふうに言われてきたんですけども、この違いがちょっと分からないので、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員のほうから、課長補佐についても課長につかない、そのようなケースもあるという御指摘をいただいております。

この近隣の状況等を確認しますと、課長補佐以上を管理職という立場で、時間外勤務手当ですとか出ない職員ということで、今回の対象とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 第3項のところなんですけれども、第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において、町規則で定める額として、当該勤務に従事する時間等を考慮し、町規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額ということで、5割増しということなんですけど、これはその前後の文脈から考えると、その管理職が休日等に出た場合で、なおかつ午前零時から午前5時までに勤務した場合に5割増しというようなニュアンスで取れるんですが、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に説明させていただきます。

第7条の4、3項で、1号で12,000円となっているわけなんですけれども、町規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額ということで、1.5倍になるのかという御質問だったかと思います。

こちらにつきましては、上限が12,000円という形になっておりまして、その中で、規則で細かく定めて、12,000円を超えないような形で定めてまいります。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第6号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第7号 上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第13、町長提出議案第7号 上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第7号 上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

令和2年4月から新たに任用することとなる第2号会計年度任用職員の給料及び各手当に関する規定について、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、さきに御審議いただいた第1号会計年度任用職員と同様に、第2号会計年度任用職員の給与等に関しましても、当該条例について精査を進めていったところ、新たな規定の追加等が必要なことが判明いたしましたので、本案を提出するものでございます。

具体的には、第2号会計年度任用職員の給与に関して、職種ごとの上限額及び職務の内容等の追加、また、各種手当に関する規定に係る読替規定の削除でございます。

続きまして、条文の内容について御説明申し上げます。

まず、第3条ですが、こちらは給料の額及び職務の区分についての規定でございます。第1項は、そのうち給料の額に関する規定で、職種の区分ごとに給料月額の上限を定める規定を新たに追加するための改正でございます。

続いて、第2項については、職務の区分に応じた職務内容に関する規定を規則に委任するのではなく、条例中に規定するため規定を修正するとともに、別表第2を追加するものでございます。

このほか、第5条、第10条、第11条、第14条、第15条及び第16条については、地方自治法第204条の適用を受ける職員として、正規職員も会計年度任用職員も同様の扱いとなることから、「例による」と定めることで足りるため、読替規定を削除するものでございます。

続いて、制定附則に関する改正ですが、附則第2項に給与に関する特例を追加するものでございます。具体的には、令和元年度末の時点において勤務している臨時・非常勤職員が、令和2年4月1日以降、引き続き会計年度任用職員として任用された場合の現給補償として必要な調整ができる旨、規定するものでございます。

最後に、施行期日については、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第7号 上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第8号 上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第14、町長提出議案第8号 上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第8号 上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が改正された

ことを受け、関係条例について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、改正の概要ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正され、同法に第2条（基本原則）、第4条（情報システム整備計画）、第5条（国の行政機関等による情報システムの整備等）に関する規定が追加され、これに伴い元来第4条第1項に規定されていた電子情報処理組織による処分通知等の規定が第7条第1項へとずれることになりました。

今回の条例改正の内容は、引用法律の題名変更並びにこれらの規定の追加に伴う、いわゆる条ずれの修正を行うものでございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

第10条は手数料の額等に関する規定ですが、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項」とあるのを、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項」に改めるものでございます。

最後に、附則については、施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

以上で、上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第8号 上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 町長提出議案第9号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第15、町長提出議案第9号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第9号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに概要でございますが、放課後児童クラブごとに1名以上配置が必要な放課後児童支援員について、放課後児童支援員の資格取得に必要な研修を受講していなくても、受講資格を有している場合は放課後児童支援員とみなすという国のみなし支援員に係る経過措置が令和2年3月31日で終了いたします。また、平成30年の地方からの提案に関する政府の対応方針の中で、従来、放課後児童クラブの従事者の資格とその員数は、国の基準に従うとされていたものが、地方の実情に応じて国の基準を参酌してよいと見直されました。

そこで、令和2年4月1日以降、放課後児童支援員の不足により子どもの安全や保育の質が確保されず運営に支障が生じることを避けるため、経過措置を5年延長する改正を行うものでございます。

改正により、附則第3条第1項で定める経過措置の終期が平成32年3月31日から令和7年3月31日に改められます。

施行期日は、附則により令和2年4月1日としております。

以上で、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 放課後児童クラブ生の保育をしていただいている支援員さんの資格に伴う問題なんですけれども、みなし支援員、支援員の資格があるとみなして、それが、5年が経過をして、またそれをさらに延長ということの理由はよく分かったんですけれども、現在、上里町の公立における児童クラブ生の支援に当たっている支援員の皆さんの総人数に対して、有資格者が何名で、そして、みなし資格を持っている方が何名おられるのか。民間においてはどのような実態になっているのか。

やはり5年延びるから安心だということではまた困ると思うんです。それと同時に、現場におきましては、資格を一生懸命頑張って取っていただいても、なかなか身分が保障されないところで辞めていかれたりとか、また、女性の職場でありますので、結婚を機に退職されるという現状があります。それと同時に、保育現場とは違って、支援員の人数が非常に少ない。運営費の関係で、そういうふうに配置基準が厳しくなっていますので、1人欠けてしまうと、すぐそこを補っていけない。だから、放課後児童の育成に関わっている者たちの目から見れば、常に、5年延長したからそれで安泰かということは全く保証がないんです。その間、頑張って有資格者を育てても、常に必ずその人がずっといてくれるという保証がないわけなんです。

現状はどうなっていますでしょうか。お願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

現在、放課後児童クラブにつきましては、町内に公立が5館、民間が4館ということで運営をしております。

公立におきましては、まず、七本木児童館、支援の単位が1となっております。放課後児童支援員の研修を修了している者が4名、みなし支援員というのが研修を受講する資格はございますが、研修をまだ受けていない者のことを申します。みなし支援員につきましては3名、計7名となっております。

上里東児童館におきましては、支援の単位を2としてございます。放課後児童支援員が2名、みなし支援員が4名、補助員が1名の計7名でございます。

長幡児童館においては、支援の単位が1、放課後児童支援員1名、みなし支援員4名、計5名でございます。

神保原児童館においては、支援の単位が1、放課後児童支援員が2名、みなし支援員が3名、

補助員が1名の6名となっております。

賀美児童館においては、支援の単位を2、放課後児童支援員が2名、みなし支援員が4名、補助員が1名、計7名でございます。

民間につきましては、支援の単位を全て1としてございます。

風の子さん、放課後児童支援員3名、みなし支援員1名の4名です。

ちびっこさん、放課後児童支援員2名、みなし支援員はおりません。補助員が2名の4名です。

げんきさん、放課後児童支援員が2名、みなし支援員が3名、補助員が1名の合計6名でございます。

輝きさん、放課後児童支援員が2名で、補助員等ございませんので2名となっております。

こちらの支援員等の数につきましては、本年1月1日現在となっております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第9号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 町長提出議案第10号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第16、町長提出議案第10号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第10号 上里町営住宅条例の一部を改正

する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、このたびの民法の一部改正を踏まえるとともに、文言及び引用条文の整理を行うため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されます。改正民法第622条の2では、賃借人は賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができないとの規定が新設され、同法第621条では、賃借人の原状回復義務の内容が明文化され、同法第404条第2項では、法定利率が年5分から年3パーセントに引下げとなりました。

この民法の改正を踏まえた改正条例の内容について御説明を申し上げます。

第5条は、公募の例外について定めた条文でございますが、第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項もしくは第5項」に改めるものでございます。

第13条は、同居の承認について定めた条文でございますが、第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改めるものでございます。

第14条は、入居の承継について定めた条文でございますが、第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改めるものでございます。

第16条は、収入の申告等について定めた条文でございますが、文言の精査を行い、第16条第3項中「により」を削除するものでございます。

第20条は、敷金について定めた条文でございますが、第20条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を、未納の家賃だけでなく、退去時には入居者の原状回復義務として、入居者責任による損傷部分の修繕費用を負担いただいていることから、「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に、次の1項を加えるものでございます。すなわち、第20条第3項「入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。」と規定するものでございます。

第22条は、修繕費用の負担について定めた条文でございます。賃借人の原状回復義務において、通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗及び賃借物の経年劣化を除くと規定され、いわゆる通常損耗や経年変化等の回復は、原則として原状回復義務を負わないものとし、その趣旨から、第1項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」との記述を「町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」と改めるものです。

第40条は、公営住宅建替事業に係る家賃の特例について、第41条は、公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の家賃の特例について定めた条文でございますが、第40条及び第41条中「第11条」を「第12条」に改めるものです。

第43条は、住宅の明渡し請求について定めた条文でございますが、不正の行為によって入居された者などに対し明渡し請求を行った場合、入居した日から明渡し請求までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額と、それまでに支払いを受けた家賃の額との差額に年5分の割合において利息を付しておりましたが、経済状況の変動により法定利率が年5分から年3パーセントに引き下げられます。今後、法務省令で定めるところにより、法定利率は3年ごとに変動するものとしていることから、「年5分」の利率を「法定利率」に改めるものでございます。

第59条は、保証金について定めた条文でございますが、今回の改正によって第20条第3項を追加したことにより、第59条第3項中「第20条第3項及び第4項」を「第20条第4項及び第5項」に、「第20条第3項中」を「第20条第4項中」にそれぞれ改めるものでございます。

施行日については、附則により令和2年4月1日といたします。

以上で、上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 町営住宅そのものが、やはり生活が困窮している人たちが利用する、目的からいってそういうことになりますので、昨日の全員協議会での説明でありますと、新たに設定される敷金については3か月ということでありました。家賃そのものは一般のところと比べれば安くは設定されていると思えますけれども、所得の少ない方にとって3か月分というのは非常に重いんじゃないかなというふうに思います。

それで、あらかじめ3か月分を用意できないと入居できないということであると、非常に難しいんじゃないかなというふうに思うんです。その辺は少しずつ納めるとか、そういうものが設定されているのかどうか。3か月ということは、町の判断で決めていることなのかどうか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 沓澤議員の御質問に対して御説明させていただきます。

今回の民法の一部を改正する法律なのでございますが、その条例の第20条、今回の町営住宅の条例第20条の敷金についてなんですけれども、改正民法について、敷金の条文が新設されたということで、町営住宅の条例は当初から敷金3か月分をいただいている状況でございましたので、民法の改正に伴って敷金を3か月分徴収することとなったというわけではございません。

あと、原則町営住宅に入居される場合は、町のほうで審査を行って、入居時に敷金、一応3か月分をいただいて入居していただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 既に3か月の敷金は頂いていたのが、民法が後追いという形の説明だったかなというふうに思います。

今、本当に生活が、同じ所得で暮らしているとしたらば、消費税が上がったりいろいろな関係で苦しくなってきたと思うんです。今後として、3か月というのを、3か月の規定ということは、民法上も3か月とうたっているんでしょうか。ちょっと私、勉強不足で悪いんですけども、入居時に一気に払わなければいけないということをや、やっぱり入居しながら少しずつ分担して払っていくということも認めているのかどうか。今後そういう考え方はあるのかどうか、再度聴きたいと思います。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 沓澤議員の御質問に対して御説明させていただきます。

改正民法前には敷金に言及する規定というのがあったんですけども、敷金の定義、敷金返還債務の発生要件や発生の範囲、充当関係など、敷金に関する基本的な規定は設けられていなかったため、今回、敷金に関する法律関係には解釈上疑義が生じていたということです。

そこで、敷金について、判例や一般的な理解を踏まえ、定義その他基本的な取扱いルールを今回定めたということで、民法の改正となっております。

それで、現在、町営住宅のほうで、町営住宅条例のほうでも敷金3か月ということで記載されておりますので、入居時には町に滞納がないとかそういったチェックを行いながら入居の確認を行っていきまして、敷金を3か月頂いて入居していただいています。

分納というお話であったかと思うんですけども、そういったことに関しては、町営住宅条例にのっとって、そういったことは現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 先ほど沓澤議員の御質問に対して、一部訂正をさせていただきます。

敷金の納入について、条例の第20条第2項について、徴収の猶予、減免の規定がございます。その他町長が認めるものということがございます。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑ありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明でちょっと安心したんですけれども、今までそれを運用されたことがあるのでしょうか。

そして、再度しつこいんですけれども、3か月、民法上きちんと文書化して敷金のことがうたわれることは、私は別に問題はないと思うんですけれども、3か月というのは町条例で決めていることですね。ですので、そこら辺の、やはり生活困窮者の方が利用されるというところで、3か月というのがどうなのかなという思いがあります。実際にその軽減を運用してきたかどうか。過去に照らしてちょっとお聴きしたいと思います。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 沓澤議員の御質問に対して御説明させていただきます。

分納の前例があったのかということなんですけれども、平成一桁代から町営住宅の運営管理を行っているんですけれども、私が聞いている限り、敷金の分納を行って入居されたという方はちょっと存じ上げていませんので、以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第11号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第17、町長提出議案第11号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第11号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

続いて、概要を申し上げます。

水道法の一部を改正する法律が、平成30年12月12日に交付され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、水道の基盤の強化の一環として、資質の保持や実体との乖離を防止するため、指定給水装置工事事業者の指名に5年の更新制が設けられました。

それに伴い、指定給水装置工事事業者が更新の申請をする際、手数料を徴収する旨を条例上明記するものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第32条第1項第5号中「事業者」の次に「の」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に第6号として「指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき 1件につき 10,000円」を加えるものでございます。

附則では、施行期日を規定し、公布の日から施行とするものでございます。

以上で、上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案説明とさせていただきます。

ます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 町長提出議案第12号 上里町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例について

○議長（新井 實君） 日程第18、町長提出議案第12号 上里町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第12号 上里町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等の町に対する損害賠償責任の免責額等について規定するため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、条例の概要ですが、平成29年の地方自治法改正により、町長や職員、行政委員等の職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合に、条例により賠償の限度額を定めて損害賠

償責任の一部を免責することができることになりましたので、新たに町長等の町に対する損害賠償責任の免責額等に関する規定を設けるため、上里町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定するものでございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に第1条でございますが、本条例の趣旨について定めるものでございます。具体的には、本条例の趣旨を、地方自治法の規定に基づき、町長等の町に対する損害賠償責任の一部の免責について必要な事項を定めるものといたします。

次に、第2条は、地方自治法第243条の2第1項に規定する条例で定める額について規定したもので、町長等が町に対する損害賠償責任を負った場合の損害賠償額のうち、実際の負担額の算定方法等について定めるものでございます。

第3条は、損害賠償責任の免責について規定し、町長がその職務について善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が損害賠償責任を負った場合の損害賠償額から、第2条の方法により算定した額を控除して得た額についてその責任を免れるとするものでございます。

附則により、施行期日を令和2年4月1日と定めております。

以上で、上里町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 上里町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第13号 上里町職員の配偶者同行休業に関する条例について

○議長（新井 實君） 日程第19、町長提出議案第13号 上里町職員の配偶者同行休業に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第13号 上里町職員の配偶者同行休業に関する条例についての説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする地方公務員法第26条の6の規定に基づく配偶者同行休業に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、条例の内容につきまして御説明を申し上げます。

この条例は、第1条の趣旨から第12条の委任までの全12条及び附則で構成されております。

それでは、それぞれの条文について御説明を申し上げます。

まず、第1条は、条例の趣旨について定めた条文でございます。

先ほど申し上げました地方公務員法第26条の6に定められている配偶者同行休業制度に関し、必要な事項を今回の条例により定めるものでございます。

次に、第2条は、配偶者同行休業の承認ができる基準を定めるものでございます。

続いて、第3条は、配偶者同行休業の休業期間を最長3年間と定めるものでございます。

第4条では、配偶者同行休業を申請できる職員の配偶者の外国滞在事由を1号から3号までにおいて定めるものでございます。

次に、第5条では、第1項において配偶者同行休業を承認する職員の申請を、第2項ではその申請内容の確認に当たり必要な書類の提出を求めることを定めるものでございます。

次に、第6条では、第1項において配偶者同行休業の休業期間を3年を超えない範囲で申請している職員については、1回の延長を可能とすることを、第7条は、その際の承認基準を定めるものでございます。

第8条では、配偶者同行休業を承認した後の取消し事由について、第1号から第3号までにおいて定めるものでございます。

第9条では、第1項において、配偶者同行休業を取得している職員が、休業中において発生した事由についての報告義務を第1号から第4号まで定め、第2項においては、その確認のための書類の提出を求めることについて定めるものでございます。

第10条では、配偶者同行休業を取得した職員の代替職員として、任期付職員または臨時的任

用職員の任用を行うことができることを定めるものでございます。

次に、第11条では、配偶者同行休業を取得した職員が職務に復帰した場合における昇給調整において、休業期間を100分の50以下の換算率をもって引き続き勤務したとみなすことができる旨を定めるものでございます。

第12条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることができる旨を定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項では条例施行期日を定め、第2項以下では本条例の制定に伴いまして必要となる関係条例の一部の改正を行うものでございます。まず、第2項では、上里町職員定数条例について、配偶者同行休業を取得した職員について記載する必要があることから改正を行い、次に、第3項では、上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、配偶者同行休業を取得した公営企業会計職員に地方公務員法に準じて給与を支給しない旨の改正を行い、第4項では、上里町職員の育児休業等に関する条例について、育児休業及び育児短時間勤務を取得できない職員に、配偶者同行休業を取得した職員を含める旨の改正を行うものでございます。

以上で、上里町職員の配偶者同行休業に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 上里町職員の配偶者同行休業に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 町長提出議案第14号 上里町町道路線の廃止について

◎日程第21 町長提出議案第15号 上里町町道路線の認定について

○議長（新井 實君） 日程第20、町長提出議案第14号 上里町町道路線の廃止についての件、日程第21、町長提出議案第15号 上里町町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第14号から議案第15号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第14号 上里町町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、現在道路形状はなく、払下げ予定がある町道について、別冊のとおり路線の廃止をいたしたく、本案を提出するものでございます。

具体的な内容といたしましては、お手元に配付いたしました廃止路線調書のとおり2路線でございます。

町道1430号線及び町道5825線ともに道路形状がなく、行き止まり道路になっており、その地先である土地所有者に払下げを予定しております。

以上、上里町町道路線の廃止についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げました議案第15号 上里町町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、道路用地の寄附採納等により、別冊のとおり町道路線として認定をいたしたく、本案を提出するものでございます。

具体的な内容といたしましては、お手元に配付いたしました認定路線調書のとおり7路線でございます。

町道3339号線につきましては、県道児玉新町線の整備により、県から町へ移管されたため認定を行います。

他6路線につきましては、宅地造成に伴う位置指定道路の寄附及び帰属によるものでございます。

以上、上里町町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

当該の議案で若干ずれてしまうところもあるかもしれないんですけども、町道認定のところの整理番号5番になりますが、路線番号5825号についてなんですけれども、これを含めての多くが位置指定道路の寄附帰属によるものということですが、こちらの路線につきましては、都市計画道路三田中通り線に面するところの開発のところだと思うんです。

道路、もちろん認定、ちゃんと規格に道路に造って認定されることはいいことになるわけなんですけども、そもそもこの開発の段階で本来協議をされてきてのことだとは思いますが、そうなってくるとちょっと時系列的に少しおかしいと感じるところがありまして、たしか前回12月議会だったと思うんですけども、この道路の面するところ、民間開発業者から開発に伴ってセットバックの土地を買うという議案が出されていたかと思うんですが、そもそもこれはその土地を買っていないければ、この道路は三田中通りには接道しないということになってくるわけですから、土地の購入の前に既に協議が調っていなければおかしいという話になってきますと、開発の時期と土地を購入した時期、それに町道として認定するに当たって、時系列的に12月でそもそも買をかけているのがおかしいんじゃないのかという話になってくると思うんです。

認定することに何の問題はないとは思いますが、そういうことを考えますと、5830号線に該当する開発行為、また、それにおける町との都市計画道路予定地の購入に対しての時系列的な説明がつかないと思うんですけども、ちょっと私ども議員が分かるように御説明いただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 納谷議員の御質問に対して御説明させていただきます。

12月議会で、三田中道路の予定地の土地の買収をさせていただいています。今回、3月議会のほうで、町道の認定のほうを議案として上程しているわけですが、12月議会で三田中通り線の沿線で開発行為があったところの土地買収なんですけれども、開発行為の申請が上がってきた当時、12月以前から、民間の開発業者と調整を進めておりまして、内々で土地の買収について話を進めておりました。

確かに時系列でおかしいと言われれば、反省すべき点ではあるんですけども、業者の了解を得て更地で土地を買収させていただくという条件付で交渉を進めておりましたので、そこら

辺を御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第15号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 町長提出議案第16号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について

○議長（新井 實君） 日程第22、町長提出議案第16号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第16号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について提案説明を申し上げます。

まず初めに、提案理由でございますが、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関して、対象施設の除外、追加、及び所在地並びに名称変更を行うための協議を行いたいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決をいただきたく、本案を提案するも

のでございます。

最初に、公の施設の相互利用の制度について御説明を申し上げます。

公の施設の相互利用とは、自治体間で協議し協定を結ぶことにより、構成市町村の住民が区域内の公共施設を広域的かつ相互に利用できる制度であり、対象となっている公共施設を設置市町村の住民と同じ利用手続、同じ料金で利用できるものでございます。

児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用につきましては、平成10年当時の児玉郡市6市町村で構成する児玉郡市21まちづくり協議会の中で調査検討が行われ、各自治体間で協議し、それぞれの議会での議決を経た後、協定書を締結し、平成11年2月1日から運用が開始されました。その後、平成13年4月1日に岡部町が新たに加入し、平成18年1月1日には神川町と神泉村の合併及び深谷市と岡部町の合併による変更、同年1月10日、本庄市と児玉町の合併による変更がございました。

こうした変更や施設の名称変更、追加・廃止がある場合には、その都度変更協議を行い、議会の議決を経て協定の締結を行ってまいりました。

今回の協議の内容ですが、協定書別表に掲げる施設から、本庄市民体育館及び深谷市老人福祉センター岡部荘、深谷市老人福祉センター花園荘を除外し、深谷市立上柴図書館を追加、また、深谷市立岡部図書館の所在地を変更し、本庄総合公園市民球場と上里町老人福祉センターの名称を変更するための協議でございます。

続きまして、今回変更のあった施設につきまして御説明させていただきます。

新たに対象施設に加えることとなる深谷市立上柴図書館は、深谷市上柴地区の複合施設であるキララ上柴内のL・フォルテ図書館が、平成31年4月1日から上柴図書館と名称変更し、供用されているものでございます。

除外となる本庄市民体育館は、施設の老朽化により、令和2年3月31日をもって閉館し、今後解体となる見込みでございます。

また、深谷市老人福祉センター岡部荘及び花園荘につきましては、市内に老人福祉センター等が複数あり、利用者数の減少も見られることを踏まえ、それぞれ令和元年10月1日、平成31年4月1日をもって廃止されております。

住所変更となる深谷市立岡部図書館は、令和元年10月21日、岡部公民館内へ移転したものでございます。

名称変更となる2施設のうち、本庄総合公園市民球場は、平成30年11月からネーミングライツ制度を導入し、ケイアイスター不動産株式会社がスポンサーとなり、本庄総合公園市民球場ケイアイスタジアムと名称が変更されたものでございます。

上里町老人福祉センターは、協定上の登録施設名称を他の市町と合わせるため、上里町老人

福祉センターかみさと荘に変更するものでございます。

追って、この協定の発効は、令和2年4月1日としてございます。

以上、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は午前11時10分からといたします。

午前10時47分休憩

午前11時10分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第23 町長提出議案第17号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（新井 實君） 日程第23、町長提出議案第17号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第17号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

令和元年度上里町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,600万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,492万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加について、「第2表 繰越明許費補正」によると規定するものでございます。

第3条は、地方債の変更について、「第3表 地方債補正」によると規定するものでございます。

恐れ入ります。2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1町税は15万9,000円の減額補正となり、県所有資産の価格改定に伴う固定資産税の減額となっております。

款10地方交付税は8,400万円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款12分担金及び負担金は1,669万4,000円の減額補正となり、保育所運営費保護者負担金の減額となっております。

款14国庫支出金は4,869万7,000円の減額補正となり、主な内容は、障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金、私立幼稚園就園奨励費補助金などの増額や、子どものための教育・保育給付費負担金、プレミアム付商品券事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金などの減額となっております。

款15県支出金は739万3,000円の減額補正となり、主な内容は、障害者自立支援給付費負担金、安心元気保育サービス支援事業補助金、埼玉県子ども・子育て支援事業費補助金などの増額や、子どものための教育・保育給付費負担金、埼玉県議会議員一般選挙費委託金などの減額となっております。

款16財産収入は195万円の増額補正となり、普通財産売払代金の増額となっております。

款17寄附金は510万円の増額補正となり、一般寄附金の増額となっております。

款18繰入金は8,898万円の増額補正となり、国民健康保険特別会計繰入金の増額となっております。

款19繰越金は9,917万3,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款20諸収入は1,270万6,000円の増額補正となり、主な内容は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金の増額や、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などの減額となっております。

款21町債は3,804万3,000円の増額補正となり、主な内容は、児玉工業団地アクセス道路事業債、小学校管理運営事業債、中学校管理運営事業債などの増額や、臨時財政対策債の減額となっております。

款22環境性能割交付金は900万円の増額補正となり、埼玉県からの交付見込額に伴う増額となっております。

3ページをごらんください。

歳入合計は現計予算に対して2億6,600万9,000円を追加し、98億1,492万円とするものでございます。

次に、4ページをごらんください。

歳出について御説明を申し上げます。

款1議会費から款9教育費まで、各項目の主な共通点といたしまして、決算見込みに伴う給与費の減額補正がございます。

初めに、款1議会費は88万3,000円の減額補正となり、職員給与費の減額となっております。

款2総務費は1億5,131万円の増額補正となり、主な内容は、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、庁用自動車備品購入費、生活バス路線運行支援補助金などの増額や、上里町コミュニティバス運行事業補助金、コミュニティ助成事業助成金、埼玉県議会議員一般選挙に係る各経費の減額などとなっております。

款3民生費は8,092万3,000円の減額補正となり、主な内容は、障害福祉サービス、障害児通所給付費、施設型給付事業負担金などの増額や、プレミアム付商品券事業補助金、民間保育所等委託料、児童手当などの減額となっております。

款4衛生費は2,066万6,000円の減額補正となり、主な内容は、予防対策事業に係る通信運搬費、不妊治療費助成事業補助金の増額や予防対策事業に係る諸検査料、二次救急支援事業補助金、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金などの減額となっております。

款5農林水産業費は266万1,000円の減額補正となり、主な内容は、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金の増額や、環境保全型農業直接支援対策補助金、新規就農総合支援事業費補助金、農業集落排水事業特別会計繰出金などの減額となっております。

款6商工費は50万円の増額補正となり、商工業振興事業に係る消耗品費の増額となっております。

款7土木費は1,208万7,000円の増額補正となり、流域下水道元金補助金の増額や、職員給与

費の減額となっております。

款 8 消防費は80万9,000円の減額補正となり、消防団員退職報償金の減額となっております。

款 9 教育費は2億3,543万7,000円の増額補正となり、主な内容は、教育施設整備基金積立金の増額や、子どものための施設等利用給付事業費負担金、私立幼稚園就園奨励費補助金、教育用機器賃借料などの減額となっております。

5ページをごらんください。

款10公債費は2,738万3,000円の減額補正となり、長期債元金及び長期債利子の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して2億6,600万9,000円を追加し、98億1,492万円とするものでございます。

次に、6ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正につきましては、民生費のプレミアム付商品券事業541万8,000円、土木費の道路維持補修事業340万4,000円、児玉工業団地アクセス道路事業3,528万4,000円、下水道経営健全化事業1,881万円を繰越明許費補正として追加するものでございます。

次に、7ページをごらんください。

第3表地方債補正につきましては、起債対象となる事業費の見直しなどに伴いまして、児玉工業団地アクセス道路事業2,880万円を3,140万円に、小学校管理運営事業6,280万円を8,650万円に、中学校管理運営事業7,640万円を1億570万円に、体育施設管理運営事業2,100万円を2,280万円に、臨時財政対策債3億8,000万円を3億6,064万3,000円にそれぞれ起債限度額を変更するものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が、お手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（新井 實君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

[以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補足説明]

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時30分からいたします。

午前11時49分休憩

午後1時30分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策課長の詳細説明を続行いたします。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきたいと思います。

まず初めに、長いほうで質問するんですけども、総合政策のほうでいきますと、地方債、臨時財政対策債を当初の予定よりも減額をして、さらに公共施設等用地取得及び施設整備基金を約2億円、そして、教育施設整備基金を2億5,000万円積むという、そういう内容だと思います。

当初予算でいきますと、約4億3,547万円ほど取り崩す予定でありましたけれども、ここに来て3月補正で若干取崩しを減らすと。一方で、9月には4億円を積んでいますよね。公共施設等用地取得及び施設整備基金、財政調整基金、そして減債基金、そして3月に来てまた4億円を積むと。プラマイでいきますと、4億4,000万円ほど基金が積み上がるということになるわけなんです。

町長は、よく子育て支援日本一というふうにおっしゃっていますけれども、お金が厳しくてとてもとてもということで、公約でもあった学校給食費の無料化についても、1円も手をかけていない。せめて2分の1からスタートするだとか、第3子とか第2子からとか、いろんな自治体によって工夫をしていますけれども、そうしたことを全くやっていないわけなんですけれども、基金はどんどん積み上がる。これで町の全体的な令和元年度のお金の流れと見て、町の財政状況はどのように感じておられるのか聞きたいと思います。

それと、次の3ページでありますけれども、プレミアム商品券なんですけれども、本来から私はプレミアム商品券の価値というのはあまりないというふうに思っております。以前のはもっとそれがひどい内容だったなと思いますけれども、今回の2019年度のプレミアム商品券については、私、もう本当に悩みながらも、反対はしませんでした。なぜかという、対象者が非課税世帯と子育て世帯に絞ってあったので、そういう人たちが少しでも助かるのならばいいんじゃないかなというふうに思った次第ですけれども、開けてみましたところ、これはひどいですよね。事務費よりも給付費のほうが断然少なくなるわけです。事務費の減額が876万3,000円、

事業費のほうの減額が1,967万5,000円ということは、事務費で1,230万円使いましたけれども、事業費のほうは907万5,000円しか使えませんでしたよということになるんだと思います。

私がお聞きしたいのは、予算のときには住民税非課税世帯が約5,000人を見込み、子育て世代は750人を見込んでいたということでありましたけれども、それぞれの使った人たち、利用できた方が何人、何%おられるのか。全体では31.56%しか使えなかったんだなというふうに思うところなんですけれども、この事業が本当に役立つ事業だったのかどうかお聞きしたいと思います。

あと、くらし安全課のところの合併浄化槽ですけれども、15基見込んだところ12基となったということでもありますけれども、結構この間を見ていると、上里町、新しいおうちが建っているわけなんですけれども、希望がなかったということなんでしょうか。何かもったいないなというふうに思ったりしますので、お尋ねしたいと思います。

あと、4ページなんですけれども、子育て共生課のところ非常に何か新しい制度と切り替わったりしていて、ちょっと難しくなっているわけなんですけど、民間保育所、まず分担金なんですけれども、保育所運営費保護者負担金は、新設園の入所者数が当初見込みよりも少なかったためということであったと思いますけれども、定員に対してどのぐらいのパーセントだったかなということが1点です。それが右のほうの子どものための教育・保育給付費給付事業の委託料、民間保育所等委託料のマイナスに直結しているのかどうか、そのほかの新設園とは関わらない部分を含むものも入っているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、負担金補助及び交付金のところで、新設型給付事業負担金は認定こども園に関わる負担金なわけなんですけれども、管外保育でお世話になっているところの保育園が新たに認定こども園になったという説明でしたけれども、そこにお世話になっている上里町の子どもさんが何人いるのか。

それと、地域型保育給付事業負担金なんですけれども、小規模事業所内保育所の利用者が増えたんですよという説明でありましたけれども、本来的にそこを希望して第一希望でそちらに行かれているのかどうか。私が心配するのは、年度の途中で育休が明けたり産休が明けたりしたときに、本来であれば認定園に入りたいと希望しても、そこがいっぱいのためにやむなく、特に乳幼児の定員枠は非常に厳しいですので、そうしたところを利用するところになっているのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

児童館のところなんですけれども、児童館のおもちゃやベビーベッド等、いわゆる消耗品。それと、施設設備費購入費ですけれども、シェリエさんの寄附を使用したということでもありますけれども、寄附金はどのくらい頂いたのか。それは全額このような形で使わせていただいたのかどうかお聞きしたいと思います。

ちょっと戻ってしまって申し訳ないんですが、4ページの先ほどのところの児童手当なんですけれども、施設入所児童の場合は増額になっていますけれども、施設等を除くところの減額部分については、本来対象者であるべきお子さんの保護者の方が申請をしていないということなんですか。それとも子どもさんの引っ越しだとかそういうことで、人数的な変更があったということなんですか。お尋ねしたいと思います。

あと、6ページの教育関係のところなんですけれども、これは幼稚園のことなんですけれども、子育てのための施設等利用給付事業費負担金が、865万1,000円減額になっているわけなんですけれども、いわゆる幼稚園の希望者が、今までに比べて減ってきているということでしょうか。こども園等に入所が変わってきているという、そういう見方でいいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

最後の7ページなんですけれども、下水道経営健全化事業の繰越しの部分でありますけれども、昨日の全員協議会の説明によりますと、台風19号の影響により、県が管理する河川が被害を受け、県との河川協議ができなかったと。それが先送りされちゃったために繰越しなんですよという説明でありましたけれども、これは当初予算で組まれている委託料であります。雨水のことについて、待ちに待った委託費だったわけですね。10月までの間にスタートを切っているんじゃないかなと思うわけです。何もせずに10月まで来て、いきなり県との協議だけからスタートするわけではないと思いますので、その間の、もう委託事業先も決まっていたでしょうし、何もなかったということはないと思うんです。だから、そっくり委託、繰り越すということがちょっと私は納得できないし、あと、台風は確かにすごく大きな被害をもたらして、県も大変だったと思いますし、しかしながら、2月の大雪みたいに年度が締まるぎりぎりにきてそういう事故が起きたわけではなくて、10月のことです。今でも県は台風災害に関わっては非常に御苦労されていると思いますけれども、雨水についての上里町の問題も、やはり災害にとって大きな影響を受ける事業でありますので、10月の台風を受けて全く協議の日程が調わなかったということはないんじゃないかなというふうに思ったりしますので、これがちょっと納得できないんですが、御説明願えればと思います。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 杳澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

基金残高の話と、あと、今後の町の事業展開の話、御質問だったかと思います。

まず、基金につきましては、今年度9月補正予算と、あと、今回の3月補正予算について積立を行っておりまして、30年度の決算との比較でいいますと、議員がおっしゃるとおり約4億円を超える積み増しとなっております。中でも増えている部分が、公共施設等用地取得及び

施設整備基金、あと、教育施設整備基金、この2つの基金が30年度決算と比べて積み増しとなっている状況でございます。

この2つの基金につきましては、今後の道路事業の展開であったりとか、あとは教育環境におけるICT整備、また、学校校舎の老朽化修繕などに係る費用が、財政需要が多額となることを見込みまして、こちらの基金へ積み増しをする必要があると考え、積み増しを行ったものでございます。

また、今の町の財政状況と今後の事業展開の話なんですけれども、30年度決算時にもお話をさせていただいたとおり、財政健全化基準などを見ても、現在の上里の財政状況というのは健全に推移をしている状況かと思われまます。

ただ、今後、どこにお金を費やしていくかということについてですけれども、給食費など経常経費の増加に伴うもの、これについては、一度やってしまっても、経常経費ですので、今後それだけの費用はかかってきてしまいますので、慎重に判断をする必要があるものと考えております。

一方で、町長は、子育て支援日本一という公約を掲げておりますが、また、もう一方で道路元年ということも掲げておまして、投資的経費につきましては、リバーサイドロードの関係であったりとか、あとはSA周辺の整備事業などについても、今後、投資を行うことを考えておりますので、必ずしも財政が健全にもかかわらず、何もやらないといった、そういった予算の割当てにはなっていないものと考えておるものです。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 杓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

非課税世帯、子育て世帯それぞれの利用の状況とこの事業に関して、本当に役に立った事業なのかというふうな御質問の内容であったかと思ひます。

杓澤議員お話しのとおり、今回の事業に関しましては、非課税世帯5,000人、子育て世帯750人ということで、当初5,750人を対象と見込んでおりました。

実際この事業に関わります対象者につきましては、非課税者分が4,748、子育て分が677、合計で5,425でございました。このうち非課税者分につきましては申請が必要になっておまして、申請した人の数につきましては、4,748人のうち1,472名、申請率につきましては31%となっております。

実際に引換券を発送した件数でございますけれども、非課税者分が1,345人、子育て分が681人ということで、合計で2,026人に対しまして引換券のほうを発送しているところでございます。引換券の総数につきましては7,287冊でございます。

それで、非課税世帯と子育て世帯、それぞれの利用率というふうなことでございましたけれども、国といたしましては商品券を販売した員数や属性、非課税者であるか子育て世代であるか、あるいは個々の購入の回数、履歴等については、そこにつきましては把握のほうは求めておりませんで、システム改修費につきましても補助対象外ということで、これにつきましては把握していないところでございます。

ちなみに、非課税世帯の申請率なんですけれども、31%ということで、これは、県内の動向は分かりませんが、報道によりますと全国的に3割程度にとどまっているというふうなものでございます。

また、もう一つ目の質問、この事業が実際に役に立ったのかというふうな御質問でございますけれども、申請に来られた方の意見を聴きますと、所得が低い人にとっては非常に購入するのが難しいであったりとか、現金給付でなければ購入する意思がないというふうな形で、以前、臨時福祉給付金の事業を実施して、現金給付を支給されている方にとりましては、現金給付でなければ意味がないというふうな声かけをいただきました。この申請率が低かった事由につきましてはまだ分析しておりませんが、こうした意見がありましたことから、なかなか非課税世帯、子育て世帯等にとりまして、一歩踏み出すのが難しかった事業ではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 杵澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

もう一点、寄附金の御質問があったかと思いますが、シェリエ様からの寄附金は50万円となりまして、今回、児童館や中央保育園のおもちゃやベビーベッド等の購入費用として51万円を予算計上しておりまして、全額をこちらに充当しております。

○議長（新井 實君） 暮らし安全課長。

〔暮らし安全課長 望月 誠君発言〕

○暮らし安全課長（望月 誠君） 杵澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

合併処理浄化槽設置整備事業の御質問でございますけれども、町内、たくさん新しい家が建っているのに、なぜ減額なのかということでございますけれども、この事業につきましては、既存単独処理浄化槽並びにくみ取り便槽から合併浄化槽に転換する方に対しての補助ということになりまして、新築につきましては対象になりません。

広報やホームページで募集をさせていただきまして、当初予算では15基分計上させていただきましたが、実績的には12基の見込みになることから、今回減額をさせていただきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、保育所運営費保護者負担金の減額についての要員の御質問でございます。

主な要因としましては、新設保育園の定員に対しての入所割合が低かったというところがございます。定員を110人として見込んでおりましたが、入所した児童につきまして約60人、54%の入所状況でございました。3歳以上児の入所率が低かったことがこの大きな要因かというふうに考えております。

その負担金の減額と民間保育所等委託料の減額が関連しているのかということでございますが、全ての要因が民間保育所委託料の減ということにはございませんが、一つとしては新設保育園の入所率が低かったというのがございます。

当初見込んでいた保育園における委託料とすると、110人定員で約1億1,000万円程度を見込んでいましたが、年度末決算見込みでは7,400万円ということでございますので、その差額の4,200万円程度につきましての今回の委託料の減ということでございます。

続きまして、施設型給付事業費につきましての増の理由ということでございます。

施設型給付利用費は、認定こども園等に対する町からの負担金になります。当初、本庄市にございます未移行幼稚園が認定こども園に移行することについて、見込みに含まれてはございませんでしたので、その幼稚園に対しての支払い見込額が1,100万円程度、あともう一点、新しく認定こども園となった施設に対する支払いが約400万円、この部分につきましての増額となっております。こちらに行っています上里町の子どもとしますと、本庄市の本庄幼稚園さんにつきましては、1号が8人、2号・3号が7人となっております。もう一つの施設の2号・3号に入所しているのが4人という形になります。

続いて、地域型保育給付事業負担金の状況についてということでございます。

こちらは事業所内保育所についての入所児童が年度途中にあったことによる増額ということでございます。事業所内保育所につきましては企業型ですので、そこに勤務している方が主に御利用するケースが多くなっております。今回増になった分は、1月からの育休復帰に伴いまして、従業員枠の中で入所したという形になってございますので、入所ができなかった方が事業所内保育所のほうに入所されたというものではないということで御理解をいただければと思います。

続いて、児童手当の減についての御質問でございます。

児童手当の減額につきましては、施設等を除くというところで600万円の減ということになってございますが、こちらについては、対象児童が当初見込みよりも、延べ人数でございまして、521人減という形での600万円の減額補正となっております。この人数の減少につきましては、子どもの人数の減少がそのまま影響として現れたというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 杓澤議員の御質問に説明申し上げます。

こちら、浸水対策検討業務の関係でございまして、こちら、当然令和元年度になりまして、契約を行いまして、まず、既存の三田、三軒並びに古新田、あの一帯の既存の側溝、水路、全て調査並びに測量を全部かけております。非常にこの関係で日数を要しているところではございます。

そして、それと並行しまして、浸水対策検討委員会という委員会をつくりまして、こちらは副町長を委員長としまして、関係する課長6名ということで、こちらのほうを並行して会議を行いました。こちらのほうは8月に第1回目を行いました。その後、10月、12月と3回までこちらの委員会を開いて、こちらの浸水対策検討業務の内容のことについて、業者から出てきたものに対して検討を行ったところでございまして、先ほどお話にありましたとおり、台風19号の関係で、最終的に河川に流すとなりますと、河川のほうの協議が調いませんと、放流量、それに伴いまして管渠の大きさ等々が全て定まらないということで、今回繰越しという形を取らせていただいたところでございます。

また、この業務委託の内容としまして、いわゆる債務負担等ではございませんので、そっくりといたしますか、全ての金額を繰越しという形になっております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 杓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

子育てのための施設等利用給付事業負担金の865万1,000円の減額の理由でございまして、在園児等の数に大きな変化はございません。減額の理由といたしますと、制度開始に当たりまして、途中入園の子どもが増えるのではないかということで想定をいたしましたところ、想定量を下回った子どもの入園でございました。

また、事業費の積算に当たりまして、1人当たりの単価につきましては、補助上限額を用いて積算を行ったところでございまして、現実との差異が生じたためということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 沓澤議員から御質問のあった雨水対策の件ですけれども、今、上下水道課長からお話を申し上げましたように、検討途中でございます。

しかしながら、検討を進める中で、やはり雨水の全体計画を進めていくことは、イメージとすると駅南の区画整理事業を行うのと同じくらいといいますか、そういったような大規模な事業になります。やはり億円、あるいは数十億円を要する費用でございます。

そうしますと、やはり基金のことに関連するわけですけれども、やはり機会があるごとに小まめに必要なお金を基金として蓄積していくということが、やはり大きなこういった事業を進める上では必要だなというふうに感じております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 2点ばかり、4ページの子育て共生課の児童館のところで、先ほどの説明だと、上里東児童館運営事業のところで、235万6,000円減額補正ということで、その理由として補助員が欠員というふうに理解したんですけれども、これは補助員欠員になった場合に、事業が運営していけるのかどうか。それ、欠員のままで構わないかかどうかというのがちょっと疑問なんですけれども、これについてちょっと1点お願いしたいと思います。

それから、同じページの長幡児童館のところの備品購入でベビーベッド、次のページの神保原児童館も、施設備品購入費ということでベビーベッド、ここの3月補正で元年の補正ですよ。これがベビーベッド2基、併せて購入するということなんですけれども、4月1日から空の杜保育園が開園になるわけですけれども、これは備品扱いですから、当然簡単に廃園というか…ちょっと違った。ごめんなさい。今のは取り消します。

そのベビーベッドについて、これの要するに備品としての扱い、これはそれによって違うんでしょうけれども、何年保存というか、何年間を経過すれば消耗品というか廃棄ができるという規定があると思うんですけれども、その辺について説明をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

まず、東児童館の欠員に関する減額補正の内容で、人数が足りているのかどうかということの御質問だったかと思います。

先ほどの条例改正の中で御説明をさせていただきましたが、現在、東児童館におきましては、7名の職員で運営をしております。この補助員として放課後児童クラブのほうに配置する予定であった1名の臨時職員についての欠員が生じたものの減額となっています。この1名につきましては、特別支援学級等に入所する児童の受入れに対しまして、障害児加配としての1名の対応をする予定で当初予算を組んでいたところですが、現在の職員の中で対応できることと、児童も3年生ということで、自分についての状況も把握でき、みんなとうまく過ごすことが可能だということでありまして、そのまま欠員というふうになっているところでございます。

それと、あと各児童館にこのたび備品購入費ということでベッドを配置することにつきまして、そちらについての御質問でございます。

備品について、何年経ったら廃棄するとかというところの規定は特段なく、基本的にはそのものについての耐用年数によって廃棄するか否かというところを判断する状況になっています。耐用年数がくるまでに、やはり壊れてしまったりする場合には、その段階で入替えということになりますので、使いようによって耐用年数が長い場合もあるかと思っておりますので、その辺は運用していく中で安全な状態で使えることを確認しながらやっていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） まず、6ページに、商工業の振興事業というのがありまして、需用費の消耗品費が50万円、ふるさと納税の返礼品として増額しているということでありまして、これに対して一般寄附金が2ページに510万円ありますけれども、これは、ふるさと納税額がこの部分に含まれているのかどうか。含まれているとしたら幾らぐらいか。また、結果として、ふるさと納税額の収入の予算総額、それからふるさと納税に対する返礼品の支出の総額は幾らになるのか。

それが1点と、あと、同じ2ページの税務課のところの町税の交付金15万9,000円、これは、国有資産等の所在市町村の交付金のことだと思いますが、15万9,000円が減額されております。説明では、県営住宅の家屋の見直しのためという説明があったかと思っておりますけれども、これは家屋評価の見直しがあったということなのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 植原議員の御質問に説明をさせていただきます。

2ページの総合政策課財政係の寄附金510万円の増額のうち、ふるさと納税分は460万円でございます。当初予算では150万円を見込んでおりますので、補正後の予算としては610万円となる見込みでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 植原議員の御質問に御説明を申し上げます。

寄附金に応じて返礼品のほうが発生するわけでございます。予算ですと、今回は5倍程度、3か月伸びておりまして、それを過去の実績等で勘案して、1月25万円程度ということで、残り2か月分50万円を要求させていただきました。予算現額ですと125万円というふうになります。ただ、この間も寄附が伸びておりまして、最終的に予備費流用等で対応するような事態もあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） 植原議員の質問に対して御説明申し上げます。

税務課の国有資産等交付金の15万9,000円でございますけれども、こちらにつきましては、通常、地方自治体であれば、所有する固定資産税につきましては非課税でございます。しかしながら、民間と同様の使い方をしているものにつきましては、固定資産税相当を県が支払うということになってございます。

こちらにつきましては、県の固定資産台帳、固定資産税とは異なりますけれども、固定資産台帳のほうの価格の見直しがございますので、こういった額が示されておりますので、その額を収納するということになりまして、今回の減額になったものでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第17号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を起立により採択いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 町長提出議案第18号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（新井 實君） 日程第24、町長提出議案第18号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 江原洋一君発言]

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第18号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,708万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,425万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款3国庫支出金は143万3,000円の増額補正となり、社会保障・税番号制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システムの整備等に要する費用について、増額補正するものでございます。

款4県支出金は7,736万3,000円の増額補正となり、主な内容は、歳出の療養給付費等の増額による普通交付金の増額や、特別交付金の確定による減額となっております。

款6繰入金は943万3,000円の減額補正となり、主な内容は、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額や、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金の減額となっております。

款7繰越金は9,772万6,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して1億6,708万9,000円を追加し、31億9,425万4,000円とするも

のでございます。

次に、3ページをごらんください。

歳出ですが、款1総務費は24万8,000円の増額補正となり、職員給与費の減額や国保システム改修委託料の増額によるものでございます。

款2保険給付費は8,034万5,000円の増額補正となり、医療費の増額見込みに伴う療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金の増額によるものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金については、予算額に異動はありませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源更正がございます。

款5保険事業費は248万4,000円の減額補正となり、生活習慣病重症化予防対策事業負担金等の減額によるものでございます。

款7諸支出金は8,898万円の増額補正となり、前年度繰越金について精算調整し、一般会計への繰出金を増額補正するものでございます。

歳出合計も歳入同様現計予算に対し1億6,708万9,000円を追加し、31億9,425万4,000円とするものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を……

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点お聞きしたいんですが、3ページの100%国庫補助金なんですね。この社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、入で入って、それを出のほうにそっくり出ていくという形になると思いますけれども、こちらはいや応なしに国から入ってくるというものなんでしょうか。いわゆる国が支給するからシステムを変えなさいよということなんでしょうか。

上里町でいいますと、マイナンバーカードは今現在15%に達したかどうか、その辺も確認をしたいんですけれども、システムだけが導入されて、どんどんお金を、国のほうから補助金がきて、税金を使っていきますけれども、住基のときもそうでしたよね。システムにどんどんお金を使っていきましたけれども、すぱっと終了しました。マイナンバーカードも、国は一生懸

命旗を振っていますけれども、みんなが使いたいと願っていればどんどんカードは発行されると思うんです。だけれども、やはりそこに不安があるから、カードの申込みが少ないんじゃないかと思しますので、現状のカードの人口に対するパーセントと人数、それと、このシステム開発費補助金は、国による全国一律下りてくるもので、拒めないものなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 杳澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

恐れ入ります、マイナンバーカードのカードの保有率、また人数につきましては、誠に申し訳ございませんが、私は今、手持ち資料がございませんので、後ほど御提示させていただければと思っておりますので、御了解いただければと思います。

また、御質問の趣旨にございました税番号制度システム整備補助金のこちらの金額について、拒むことができるかどうかといった点かなと思います。

私どものほうで国民健康保険としてこの事業自体を実施しなければならないような状況に、今、なっているということで御理解いただければと思います。その大きな理由としては、現在の国のほうで進めております健康保険証のマイナンバーカード化について、現状で進んでいるような状況でございまして、このシステムにつきましては、基本的に上里町だけに限らずこの国民健康保険においてもやはり同じような状況かなというふうに思っております。

また、当然のことながら、市町村での整備以外にも、医療機関における整備も進んでいくというふうに認識しているところでございますので、国におきましては令和2年度をスタートとして、おおむね令和3年度より健康保険証のマイナンバーカード化を目指すというふうに厚生労働省のほうでも申しておりますので、そういった趣旨で今回補正のほうで歳入として見込んだところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[発言する者あり]

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

[町民福祉課長 亀田真司君発言]

○町民福祉課長（亀田真司君） 先ほどの沓澤議員のマイナンバーカードの交付枚数と交付率につきまして、令和元年12月末時点での交付総件数でございますけれども、これまで3,503件交付をしております、交付率につきましては11.4%となっているところでございます。

以上です。

◇

◎日程第25 町長提出議案第19号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（新井 實君） 日程第25、町長提出議案第19号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 江原洋一君発言]

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第19号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,665万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,264万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款2 国庫支出金は199万円の減額補正となり、主な内容は、介護給付費国庫負担金、地域支援事業交付金等の額が確定したことに伴うものでございます。

款3 支払基金交付金は3,299万1,000円の減額補正となり、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の額が確定したことに伴うものでございます。

款4 県支出金は、114万5,000円の減額補正となり、主な内容は、介護給付費県負担金及び地域支援事業交付金の額が確定したことに伴うものでございます。

款5 繰入金は1,085万1,000円の減額補正となり、主な内容は、職員給与費の減額によるその他一般会計繰入金及び介護給付費の減額等による介護給付費準備基金繰入金の減額となっております。

款6 繰越金は3,031万8,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して1,665万9,000円を減額し、18億6,264万1,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

次に、歳出でございます。

款1 総務費は、323万9,000円の減額補正となり、一般管理給与費の減額及び総務管理事業におけるシステム改修委託料の増額となっております。

款2 保険給付費は6,430万円の減額補正となり、施設介護サービス給付費等の給付見込みによる減額となっております。

款3 基金積立金は5,079万円の増額補正となり、準備基金積立金の増額となっております。

款4 地域支援事業費は9万円の増額補正となり、包括的支援事業・任意事業に係る職員給与費の減額となっております。

また、款4 地域支援事業費に関しては、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金の確定に伴い、財源更正を行うものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し1,665万9,000円を減額し、18億6,264万1,000円とするものでございます。

以上、令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点質問したいんですけども、保険給付費が減額になっているわけなんですけれども、その中でも一番大きいのが施設介護サービス費、これが5,500万円ほど減額になっていると思います。

それで、先ほど一般会計のほうで、要介護高齢者介護手当が当初予算ですと277万2,000円で

したけれども、119万円減額。それを見たときに、私は介護度4、5を自宅で介護の方を見ていた方が、施設に入居されたので、この手当、支給が減額になったのかなというふうに単純に理解していたんですけれども、この施設利用が減額、結構大きいので、施設の利用者が減っているのかどうか。予定よりも減ったのかどうか。在宅にいる介護度の重い方が減ったのかどうか。その辺ちょっとお尋ねいたします。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 杓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

施設給付費のほうが大きく減額になっている理由ということかと思えます。

まず、手当の関係とも多少関係は出てくるのかなというところなんです。まず、施設給付費に関しましては、施設サービスを受ける方が、平成30年1月、毎年1月で比較しますと、年々減ってきております。30年の1月では前年度と比べて26%近く伸びていましたが、その後、1年ごとに3%、それから10%近くということで年々減ってきています。それに伴いまして、介護認定の数はそんなに大きく減ることもなく微増のような状況が続いています。それに併せまして、先ほどの要介護4、5の方、手当に関係するところだと思んですが、そちらに関しましても同じく29年の1月から比べまして徐々に減っているような状況になっています。

今回減額補正させていただきましたのは、当初見込みました金額、11月サービスまで金額のほうで確定をしておりました。その金額を9か月分で割りまして1.1%を掛けまして見込んだところ。その結果、5,500万円の減額ということになりました。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第19号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 町長提出議案第20号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)について

○議長(新井 實君) 日程第26、町長提出議案第20号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) 御提案申し上げました議案第20号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ366万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,739万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款3繰入金は462万9,000円の減額補正となり、確定により保険基盤安定負担金の繰入金の減額、埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金の減額及び前年度繰越金の増額に伴う事務費繰入金の減額などによるものでございます。

款4繰越金は8万円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款5諸収入につきましては88万4,000円の増額補正となり、広域連合から交付される健康診査事業委託料の増額、人間ドック補助金の減額によるものでございます。

歳入合計は現計予算に対して366万5,000円を減額し、2億8,739万1,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は194万5,000円の増額補正となり、集団検診の受診者が増となったことにより、健康診査事務手数料及び事務委託料を増額するものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は561万円の減額補正となり、広域連合への負担金のうち、確定により保険基盤安定負担金の繰入金の減額、埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金の減額などによるものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し366万5,000円を減額し、2億8,739万1,000円とするものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 令和元年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 町長提出議案第21号 令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（新井 實君） 日程第27、町長提出議案第21号 令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申しあげました議案第21号 令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によると規定するものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金に繰越金を充当し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入予算補正でございます。

款3繰入金は211万2,000円の減額補正となり、項1他会計繰入金を減額するものでございます。

款4繰越金は211万2,000円の増額補正となり、項1繰越金を増額するものでございます。

歳入合計に異動はありませんので、補正後の額につきましても補正前と同様1,668万1,000円とするものでございます。

以上、上里町農業集落排水事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第21号 令和元年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 町長提出議案第22号 令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（新井 實君） 日程第28、町長提出議案第22号 令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第22号 令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページをごらんください。

第1条、令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和元年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収益的支出の補正につきましては、受水費や委託費に不用額が発生したことにより、また、仮払い消費税の減少に伴い消費税に不足が発生することにより補正を行うものでございます。

支出予算につきまして、第1款事業費を既決予定額に対しまして1,529万8,000円減額し、5億987万6,000円とするもので、第1項営業費用を1,816万8,000円減額、第2項営業外費用を287万円増額する補正でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、当年度分消費税資本的収支調整額707万5,000円を585万4,000円に、繰越利益剰余金処分額8,659万7,000円を8,781万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の資本的収入及び支出の補正につきましては、工事請負費のうち、他事業の進捗状況により配水管工事に不用額が生じたことによる企業債並びに工事請負費の補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきまして、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして1,340万円減額し、1億3,407万4,000円とするもので、第1項企業債を減額する補正でございます。

続いて支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして1,340万円減額し、3億8,242万4,000円とするもので、第1項建設改良費を減額する補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のように補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的は、配水管布設工事等及び老朽管更新工事及び浄水場更新工事並びに資本費平準化債でございます。補正前限度額8,700万円を、補正後限度額7,360万円と改めるものでございます。

第5条、予算第9条本文中、繰越利益剰余金のうち8,659万7,000円を8,781万8,000円に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものでございます。

減債積立金を既決予定額に対しまして122万1,000円増額し、8,781万8,000円とするものでございます。

以上、水道事業会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第22号 令和元年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 町長提出議案第23号 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（新井 實君） 日程第29、町長提出議案第23号 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第23号 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

上里町下水道事業会計補正予算書の最初のページをごらんください。

第1条、令和元年度上里町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和元年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のと

おり補正するものでございます。

今回の収益的収入の補正につきましては、浸水対策検討業務委託において、河川管理者である県との協議が台風19号の影響から遅延しており、業務委託を事故繰越するに当たり、公営企業では収入について繰越することができないことから、他会計負担金の減額補正を行うものでございます。

収入予算につきましては、第1款事業収益を既決予定額に対しまして1,881万円減額し、2億3,573万1,000円とするもので、第1項営業収益を減額する補正でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的支出額に対し不足する額8,573万1,000円を8,601万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額430万1,000円を441万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金2,590万8,000円を1,568万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,552万2,000円を6,591万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の資本的収入の補正につきましては、町からの繰入れを圧縮するため、本来繰入れが可能とされている流域下水道の建設に要した経費の一部について、企業債等を原資として予算化しておりましたが、建設事業費の見込み等に伴い、企業債の発行額が減額となりました。これにより、資本的予算に不足が生じるため、法定内繰入れ分として他会計補助金を増額するものです。

今回の資本的収入の補正につきましては、一般会計からの繰入れを減額する目的で企業債を流域下水道の建設に要した経費の一部に充てるための原資にしておりましたが、同意が得られないことから企業債を減額いたします。また、これにより資本的予算に不足が生じるため、他会計補助金を増額するものです。

収入予算につきましては、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして28万5,000円減額し、1億2,006万5,000円とするもので、第1項企業債を1,600万円減額、第5項他会計補助金を1,571万5,000円増額する補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のように補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的は、公共下水道事業でございます。補正前限度額6,090万円を、補正後限度額4,490万円と改めるものでございます。

以上、下水道事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第23号 令和元年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後3時3分散会